

令和3年5月25日
総合政策局環境政策課

地域交通の課題解決や脱炭素化のヒントがここにあります ～「グリーンスローモビリティの導入と活用のための手引き」を公表しました～

グリーンスローモビリティは、**時速 20km 未満**で公道を走ることができる**電動車を活用した小さな移動サービス**であり、その車両も含めた総称です（略称：グリスロ）。

この度、グリーンスローモビリティの導入と活用を考える地域の実務者のための手引きを作成しましたので、ご利用ください。

国土交通省では、環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能で、高齢者の移動手段の確保や観光客の周遊に資するグリーンスローモビリティの普及を進めるため、活用検討のための実証調査を平成30年度より実施してまいりました。

この実証調査等を通じて知見が蓄積されてきたことを踏まえ、「グリーンスローモビリティ活用のあり方検討会」を設置し、グリーンスローモビリティの導入と活用の検討に必要なポイントや注意事項等を整理し、手引きとして新たに取りまとめました。手引きの概要は別添資料のとおり、手引き本体の掲載場所は本資料の下部に記載のリンク先となります。

グリーンスローモビリティの導入と活用を考えている地方公共団体や事業者の方々におかれましては、ぜひ参考にさせていただければと思います。

（参考）

グリーンスローモビリティは、その名称のとおり、Green（電動車を活用したエコな移動サービス）、Slow（時速 20km 未満の低速な移動サービス）といった特長を有しています。

電動車であるため地域交通の脱炭素化に向けた取組として有効であり、ファースト・ラストマイルを担う生活交通として、ゆっくりと景色を見られる観光交通としてなど、多様な用途での活用が期待されます。

【別添】

「グリーンスローモビリティの導入と活用のための手引き」（概要）

【掲載場所】

国土交通省 WEB サイト

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000139.html



【問い合わせ先】国土交通省総合政策局環境政策課 柳井(24341)、杉山(24324)、森島(24412)
TEL：03-5253-8111（代表） 03-5253-8263（直通）
FAX：03-5253-1550